

(Lange) 第七章は或る種の書記及び技術家は縦令給料被傭者保険法の適用を受くも筋肉労働者同一に取扱ふべしと規定してゐる(註)。

(註) Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4th edition, Vol. I, p. 846. Jene, 1923.

右に述べた表に依れば給料被傭者保険法は次ぎの種類の者に適用する。

- (一) 管理の地位に在る給料被傭者
- (二) 工場職員、職工長及び其の他類似の又はより高級の地位に在る給料被傭者
- (三) 書記的見習及び作業場書記を含める事務所の被傭者、但し専ら使走り、掃除、整頓又は類似の労働に使用せられざる者に限る
- (四) 商店員及び徒弟、施設物の主たる業務が商業的に非ざるも商業的職務に従事する其の他の給料被傭者並に薬局に於ける助手及び徒弟
- (五) 演劇團員及び樂手(職務の藝術的價值に關係なく)
- (六) 兒童の保育、教育、救濟事業、病者の看護及び公衆福利事業に使用せらるる者
- (七) 船舶乗組員に屬する或る種の者

一九一九年三月十八日の命令は、縦令發布の日附はより早くとも、給料被傭者の爲めの労働時間を規定するが故に目下の目的上特に有益である。本令の第十一條には給料被傭者として左の者を包含して

ゐる。

- (一) 商業的労働に従事する者特に商店員
- (二) 技術的労働に従事する者、但し労働時間の規律に關し工業に於ける労働時間に關する一九一八年十一月二十三日の命令の適用を受くる専門家(工場職員、職工長、技術家)を除く。
- (三) 書記的事務、會計事務又は類似の事務に従事する者(事務所の被傭者)、但し事務所に於て附隨的又は純然たる機械的労働に従事する者を含む。
- (四) 徒弟として上述の職業の一つに關し適法に資格ある者

右の命令は次ぎの如き者を給料被傭者の範疇より除外してゐる。

- (一) 権限ある代表者及び商業登録簿又は會社、組合其の他の登録簿に姓名の掲載せられてゐる企業の代表者
- (二) 管理的職務を擔當し又は少くとも其の命令の下に二十名の給料被傭者若は五十名の筋肉労働者を有し又は八千四百馬克(註一)を超ゆる年俸を受くる者
- (三) 農業及林業並にその附屬業務に従事する被傭者
- (四) 薬局に於ける助手及び徒弟

斯くの如くして本命令に於ては給料の標準は適用範圍を定むる要素である。

「カスケル」氏(註二)は獨逸の給料被傭者保險に關する法律に關聯して「給料被傭者」の定義を與へてゐるが、此の定義は上に述べた「ルクセンブルグ」及び智利の法律に掲げられてゐる定義の如く精神的勞力に重きを置くことを力説してゐる。併し、彼は又往々職業のみが決定要素であつて遂行せらるる勞働の性質(機械的なるか精神的なるか、附隨的なるか管理的なるか)に言及してゐない。斯くして彼は「給料被傭者」なる語の單なる抽象的の定義を爲すことは實行不可能なりと認めてゐる。

(註一)此の年俸は常に同一ではない。一九一九年には七千馬克であつた。最近には國勞働省令を以て八千四百馬克に定められた。

(註二) Kaskel: Arbeitsrecht, p. 33. Berlin, 1925

塊地利の私的被傭者の雇傭契約に關する法律は給料被傭者を以て「遂行せらるる職務が被傭者の主たる生活手段なる限りに於て一商人の業務、主として商業的性質の勞働の遂行(商店員)、商業的性質に非ざる高級の事務又は事務所の事務に使用せらるる者」と定義してゐる。右の法律は又「一商人に依つて使用せらるる者にして商業的性質の或る臨時的の勞働のみを行ふ者及び主として附隨的職業に使用せらるる者は商店員と看做すべからず」と附言してゐる。之と同様に「ラウトナー」氏(註)は「給料被傭者とは私的契約に基きて使用せられ且つ商業的性質の勞働若は其の他の高級の勞働又は事務所の事務に依つて彼等の生計手段を得る勞働者である。本法の規定は職業的訓練の爲めに使用せらるる者

に適用しない」と述べてゐる。

(註) Angestellten-Vertragsrecht, p. 110. Graz, 1927

自耳義に於ては、現行法令は何等の定義をも含んでゐないが、裁判所が給料被傭者と筋肉勞働者とを區別する爲採用した標準は遂行せらるる勞働が主として筋肉的勞働であるか否かである。電車の切符集人及び管絃樂團樂手は給料被傭者と看做されてゐる。

佛蘭西に於ては、一九一〇年三月十日に「ヴィヴィアニ」氏に依つて發せられた通牒は支拂方法を以て給料被傭者と筋肉勞働者とを區別し得る要素とし之に補足するに職業的基礎に於て定められた區別を以てすることを述べてゐる。

その實際の字句は次ぎの如くである。「給料被傭者の給與は一般に一月を基準として行はれ且つ固定給(往々固定額を越ゆる賣上手當及び其の他の附加給與に依つて補充される)の約款より發生するものである。此の種の報酬は筋肉勞働者の夫れよりもより規則的であつて且つ通常短時日の疾病又は其の他の缺席中支給される。之れ「給料」と名づけられる」。

併し乍ら、支拂方法に基く區別は屢々關係勞働者の職業的資格又は實際彼等に依つて遂行せらるる業務と合致しないで且つ通常理論的著書に於ては除外されてゐる。「ダローヌ」(註)も説いてゐるが如く「給料被傭者の身分は支拂方法に依存してないのである。之を例へば被傭者がその賣上の何割かを支

給されるといふことは關係がないことである。とは云へ概して云へば賃銀が其の生産高に依つて又は時間數若は出勤日數に依つて決定される者は給料被傭者と云ふよりは寧ろ筋肉労働者と看做すべきである。

(註) Répertoire pratique de jurisprudence: "Louage d'ouvrage", 53.

「ブラニオル」(註)も亦「筋肉労働者の身分は給與方法に關係しない。それは労働の性質に依存してゐる」と述べてゐる。

(註) Traité élémentaire de droit civil, Vol. II, p. 607, note 4. Paris, 1923

「ポール、ピック」(註)に依れば事務員又は給料被傭者とは「商業又は工業に従事する從屬的労働者にして、縱令その契約に依りその使用者の命令の下に置かるゝとも、筋肉的性質よりも寧ろ精神的性質の労働を割當てられたる者」である。彼は尙ほ進んで使用さるゝ者が佛蘭西の判例に依り當該關係者は「被傭者」ではあるが「労働者」ではないと看做される、或る種の職業を掲げてゐる。被傭者中には新聞に使用さるゝ翻譯者(彼等が自己の翻譯を校正する場合でも)、巡回注文取及び劇場の合唱團員を含んでゐる。「ピック」は又「或る判決は、余の意見では間違つてゐるものであるが、主として給與方法を基礎とし且つ給料被傭者として月に依つて給與される助手を勘定に入れてゐる」と述べてゐる。

(註) Traité élémentaire de législation industrielle, 5th. edition, p. 605. Paris, 1922.

「ダロース」(註)は「給料被傭者」に付て次ぎの定義を與へ且つ之に補足するに裁判所の判決より編纂した職業表を以てしてゐる。「給料被傭者」及び「書記」なる語は他人に依つて使用せられ通常使用者に依つて彼の營業又は工業的企業の遂行に付て援助することを要求せらるゝ一切の者を指すのである。「給料被傭者」は又その中に定期的給料の爲めに傭はるゝ場合に於ける自由職業に従事する者を包含してゐる」。

(註) 同上 "Louage d'ouvrage" 48.

又次ぎの者は筋肉労働者ではなくして被傭者であると看做されてゐる。即ち校正係(編輯の仕事と區別せる事務所の事務を含める彼等の職務)、婦人帽子業に於ける主任意匠係、婦人帽子製造室に於ける女子監督、婦人服裁縫業に於ける「マネキン」、鐵道機關手、及び巴里中央市場の運搬人(此の場合の理由としては各運搬人は管理機關に依りて委任され、團體に組織され且つ彼等の給與は運搬した各荷物に課せらるゝ一定の費用より彼等の總てに分配されるといふことである)。

右に述べた如く、給料被傭者は又自由職業を行ふ者を包含してゐる。即ち例へば學校の教師、醫師にして或る機關に於て報酬として定期的給料を受けて職務を行ふ者、新聞の常任記者、役者、工場支配人(所謂代理人たる支配人と異なる)是れである。商業的代理人及び巡回注文取は一般に給料被傭者と考へられない。一九二二年の命令 (Gazette du Paris, 1922 I-180) は映畫俳優を被傭者と呼んで此の

場合にはその言葉は極めて廣い意味を與へられてゐる。

「シャムプティエ、ド、リープ」氏に依つて提出された佛蘭西の法案に添附せる説明書(註)には「給料被傭者の職務は本來的の性質のもので然かも此の極めて一般的の言葉が適用される多くの職務の列舉に依つての外は之を定義すること不可能なるほど幾多の形式を有つてゐる。とは云へ是等の職務は或る共通の性質を有つてゐる。即ち一企業の監督又は管理に協力することは是れである。給料被傭者が重要性を有するは彼れが直接に……に協力するといふ事實である」と述べてゐる。「シャムプティエ、ド、リープ」氏は理論的定義を與へることを抛て、次ぎの如く列舉に依る限定を選んでゐる。即ち「個人に依つて使用せらるゝと私的企業若は施設に依つて使用せらるゝとを問はず一切の有給労働者は、通常管理、監督、調査、争議の解決、管理的事務、會計、通信、購買、販賣、代表、發送、現金の取扱又は構内、原料及び商品の保管若は維持に協力する場合は給料被傭者である」。

(註) 給料被傭者に關する労働及社會福利法の規定を修正する法案

希臘に於ては動員の場合に於ける給料被傭者の地位に關する一九二八年十二月八日の命令は給料被傭者を「主たる有價的業務として報酬を受けて私的企業若は事務所又は其の他の一切の企業の爲に専ら又は主として非筋肉労働に使用せらるゝ一切の者」と定義してゐる。次ぎの者は給料被傭者と看做されない。即ち「日給の爲に労働する者、家庭使用人、工業労働者、職人、鑛夫、農業労働者として直

接に生産に従事する一切の者、助手又は徒弟として使用せらるゝ者及び一般に此の種の職務を行ふ一切の者」是れである。

注意すべきことは此の定義は有價的労働の觀念を採用したることである。それは又日給を受ける者を除外してゐる。斯くしてそれは給與方法を基礎とする區別を設けてゐるが此の點に於て「ヴィヴィアニ」氏に依つて發せられた通牒に類似してゐる。

伊太利に於ては私的被傭者とは高級的又は從屬的従業員の一員として通常不定期間に對し職務を行ふ爲一企業の業務に従事する(但し純然たる筋肉労働の場合を除く)一切の者である。

茲に又縱令「従業員の一員として」なる語は佛蘭西の「シャムプティエ、ド、リープ」氏の提出せる法案と一致してゐる協力の觀念を含んでゐるとは云へ、裁判所は、業務に依りて、被傭者と看做さるべき者の種別表を定めた。併し乍ら、或る者が給料被傭者であるかないかを決定するは契約に於て使用せらるゝ言葉ではなくして労働の實際の性質である(註)。判例では支給される給料の額は給料被傭者の身分に關する要素ではないと認めた。之に反し判例は或る業務を給料被傭者の範疇に屬せずとして之を除外した。除外の一例を云へば懲戒的權限を有せず併かも多數の労働者を監督し且つ機械を修繕する職務を有する職工長の如き場合である。是等の職務は、縱令技術的性質を有し且つ信頼を含意してゐても、「生産」に關係し給料被傭者と看做さるべき者を資格付ける企業の組織的、産業的若は管理的活

動に依存しない。

(註) International Labour Office; International Survey of Legal Decisions on Labour Law, 1926, at p. 262.

瑞西聯邦會議の被傭者の失業に對する規定に關する決議(一九一九年三月十四日)は被傭者を以て「國內の企業主と雇傭契約又は其の他類似の關係に入れる者にして然かも労働者(一九一八年八月五日の聯邦命令の意味に於ける)にても家庭使用人にてもなく且瑞西に居住する者」と定義し「被傭者」なる語は特に商業的及び技術的労働者、事務所の職員、職工長、圖案人及謄寫人並に巡回注文取を含む」としてゐる。此の定義は、失業に關する特別法中に含まれてゐるが、一般的に適用することを得ないので茲に兩り理論的著書及び裁判所の判例が制定法を補足する爲めに使用されてゐる。瑞西の裁判所は次ぎの如き者が給料被傭者であると主張してゐる。即ち高級の商業的及び技術的労働に従事する者、藝術的又は音樂的訓練を必要とする労働を行ふ者、保姆、技師及建築技師、藥劑師、森林被傭者、電氣及水力監督、倉庫業者並に機械技師是れである。實驗所助手はその職務及び身分に従ひ時には給料被傭者と看做され又時には筋肉労働者と看做される。溫泉場に於ける庭師は或る程度の獨立を爲してゐる者は被傭者と看做されると同時に私的庭師は家庭使用人中に含まれる。

「コロンビア」の商業的被傭者の状態、權利及び義務に關する法案は此の種の被傭者を定義してゐるが一般給料被傭者に付てではない。右の法案は「商業的被傭者とは性の如何を問はず企業的首長、管理者、支配人又は所有主との間の口頭又は文書に依る契約に依り豫め定められたる定期的給料を得て其の勞務を一切の商業的企業の自由使用に委する一切の者である」と聲明してゐる。此の定義は、被傭者は必ずしも商業的企業に使用せられて居るものに限られざるが故に、給料被傭者を定むるに役立たない。尙ほ且つ斯る企業に關する言葉を度外視するならば殘るものは單に有給労働者なる一般定義であつて給料被傭者に對する一切の特徴を擧げてゐないことが分るであらう。

以上の觀察に於て擧げられた主たる標準は、労働の精神的性質否寧ろ筋肉的と云ふよりも一層精神的なるか否か、遂行さるゝ労働が比較的高級の種類のものであるといふ事實、給與の方法及び管理に参加すること等である。給料被傭者の理論的定義を爲すに當り其の労働の精神的又は非筋肉的性質を基礎とするは不適當であつて、それは多くの場合に於て或る者が給料被傭者なるか又は筋肉労働者なるかを決定する爲めの明瞭なる證左として役に立たないことが明である。尙ほ又最近に佛蘭西及び伊太利に於て設けられた區別即ち企業の管理に労働者の参加することの標準も充分精確ではない。又立法、判例又は學說に依つて與へられたる職業的基準に依る各種の表は極めて廣き差異を生じ往々にして同一國に付て立法の目的乃至特別の命令に依つて異なる各種の表が存することさへある。給與方法に依る區別に關しては今日では嘗て採用されてゐた國の裁判所に依つて拒否されてゐることが分つた。

是等の國に於ける給料被傭者の身分は實際上労働の性質に依存するようにされ必ずしも給與方法に一致してない。又獨逸に於て八千四百馬克の年俸を受くる者を法律の適用範圍より除外せるは給料被傭者の定義を基礎付くることを得べき標準と認むることを得ない。

以上の考察より見るに、差し當つては一切の場合に適合すると同時に一切の國に適用し得べき定義に到達すること不可能であるといふ結論が避け難きものゝ如く思はれる。

第二款 給料被傭者その者を擧ぐることに依て

適用範圍を限定する法令

前章の初めに於て述べたる如く此の種の法令は最も多數の被傭者を包含してゐる。斯る法令を設けてゐる諸國中の二國に於ては施設物の性質如何に關せず一般的に筋肉労働者に適用し得べき他の立法を以て、商業的施設物に使用せらるゝ筋肉労働者の労働時間を既に制限してゐる。従つて二個の規律方は相互的に補充し合つてゐる。これは芬蘭及び獨逸に於ける場合である。他方「ボリヴィア」、「ルクセンブルグ」、智利及び「サルヴァドル」に於ては、商業的施設物に使用せらるゝ筋肉労働者の労働時間に付て何等の制限もない。實際、「ボリヴィア」に於ては、筋肉労働者に付ては全く何等の規律もなく、「ルクセンブルグ」に於ては法令は二十名以上の筋肉労働者を使用する工業的施設物にのみ適用し、智利

第九表 被傭者其ノ者ニ一般的ニ適用スル法令

國名	適用ヲ受クル者	除外セラル者		
		使用者ノ家族	管理的被傭者	其ノ他ノ種類
歐羅巴 芬蘭	商業的施設物ニ於ケル被傭者	—	—	—
獨逸	被傭者一般	使用者ノ家族	商業登録簿又ハ會社若ハ組合其ノ他ノ登録簿ニ登録セラルル企業ノ代理人及代表者、管理的職務ヲ擔當シ又ハ少クとも二十名ノ被傭者又ハ五十名ノ労働者ヲ指揮スル者又ハ年俸八千四百馬克ヲ超ユル者	—
「ルクセンブルグ」	私的被傭者	—	—	—
阿米利加 「ボリヴィア」	商業的施設物ニ於ケル被傭者	—	—	—
智利	被傭者一般	—	—	手数料ニテ労働スル被傭者及地方代理人又ハ巡廻商人
「ペルー」	婦人及兒童一般	他人ノ援助ヲ受ケスシテ兩親又ハ後見人ノ監督ノ下ニ家族ニ依リテ行ハルル労働	—	—
「サルヴァドル」	商業的施設物ニ於ケル被傭者	—	—	—

〔注意〕「被傭者」ナル語ノ定義ハ「ルクセンブルグ」及智利ノ法律並ニ獨逸法中ニ掲ケラルル詳細ナル規定中ニ包含セラルルカ右ニ付テハ本文第四〇及四一頁ニ述ヘタリ

- (一) 人口が或る數を超えざる地方に於ける店舗（例へば伊太利に於ては人口五萬以下の都市に於ける店員は規律に従はざるものとしてゐる）。
 - (二) 食糧の販賣に従事する或る店舗（多數の國）
 - (三) 藥種店（芬蘭、波蘭、西班牙、「ニュー、サウス、ウェールズ」、希望峰、南西アフリカ）
 - (四) 旅館及び料理店（希臘、葡萄牙及「リヌアニア」、——是等の國に於ては旅館及び料理店は「カフェ」と同一視されてゐる。又一切の南阿諸州、加奈陀の若干州及び「ニュー、ジブラント」に於ては喫茶店並に食糧品及び飲食物を販賣する其の他の場所を擧げてゐる）
 - (五) 病院（埃地利）
 - (六) 公衆娛樂場所（亞爾然丁「サンタ、フェ」州）
 - (七) 新聞社（和蘭及び「バーゼル」市、「オンタリオ」、「ナタル」、南濠洲、「ニュー、サウス、ウェールズ」、「ケニア」及び「オレンヂ」自由國に於ては街頭及び鐵道賣店に於ける新聞の販賣を擧げてゐる）
 - (八) 馬車及び自動車運送（瑞西「グラールズ」州）
 - (九) 郵便、電信及び電話局（和蘭）
- 或る種の者——即ち彼等が使用されてゐる施設物の性質に關係なく——に適用する除外に關しては、斯る除外は使用者との家族關係、管理的又は機密的職務、監視義務、雇傭の一次的性質、契約の欠缺、

使用者と同居するの事實、巡迴注文取又は商業代理人としての雇傭、一定額の給料を取得し又は企業の利潤分配に與るの事實及び使用せらるゝ勞働者の數等に就て與へられることが分る。

家族關係は若干の國に於て考慮さるゝ處なるが、その中の或る國——例へば「ジブラルター」——に於ては家族の外何人をも使用せざる企業に關してのみ免除を許してゐる。併し他の國例へば獨逸及び「ニュー、サウス、ウェールズ」の如きに於ては、使用者の親族は企業に従事する被傭者の數如何を問はず法律の適用範圍より除外されてゐる。「ニュー、ジブラント」の法律は夫又は妻のみを免除してゐる。

最後に若干の國——加奈陀の英領「コロンビア」、「マニトバ」、「オンタリオ」及び「ノヴァ、スコチア」の諸州——に於ては使用者との家族關係は免除の理由ではなく、唯だ關係勞働者が店舗内又は店舗が一部を構成してゐる建物内に居住することを理由としてゐる。

機密的又は管理的職務の遂行に基く免除は注意するの價值がある。蓋し是等の字句の多少自由なる解釋は多數の被傭者を規律の範圍より除外すべきを以てである。例へば店舗に於ける各部主任は管理的又は機密的職務を擔當する者として除外さるべきか又或は給仕頭は數個の「テーブル」を受持つの故を以て又出納係又は會計係はその仕事の上から除外さるべきか否かの問題が起る。元より勞働時間を制限する規律を多數の被傭者に適用しないように欲するに非ざれば、此の點に關して成るべく精確にすることが有利である。

専ら店舗に適用する法令は、管理的及び機密的地位に在る者に關して、「ケニア」保護國、「ナタル」、「オレンヂ」自由國及び「トランスヴァール」が店主を除外し又希望峰及び南西阿弗利加が支配人又は各部主任を除外してゐるのみである。他方、商業的施設物の被傭者又は一般給料被傭者に適用する法令は此の種の免除に付て多くの例を提供してゐる。若干の法律は支配人又は事業主のみを除外してゐる。婦人及び兒童に適用する亞爾然丁の聯邦法は此の種の一例である。又他の法律例へば「バーゼル」市の法律の如きは、代理人又は權限ある代表者にして自ら又は他人と共に實際に企業を管理する者に對し免除を擴張してゐる。獨逸に於ては免除は、支配人又は少くとも二十名の給料被傭者又は五十名の筋肉勞働者を其の命令の下に擁してゐる者に與へてゐる。伊太利に於ては、企業の管理的地位に在る者は除外されてゐる。和蘭、「ユーゴ」、スラヴィア及び「サンタ・フェ」の法律は、それほど明確な字句を使用してゐないが、白耳義の命令は機密的職務を擔當する者と認むべき者の種類に關する表を含んでゐる(註)。

(註) The Royal Decree of 28 Feb, 1922.

免除せらるゝ監視義務に關しては、白耳義に於ては旅館の門衛を、伊太利及び勃牙利に於ては監視及び門衛を、一切の南阿諸州、「ヴィクトリア」並に「ケニア」植民地及び保護國に於ては監視を擧げてゐる。

一時的に使用され又は契約しないで使用さるゝ者に付ては智利及び「ペルー」の法律にのみ掲げられてゐる。

使用者と同居するの事實に付ては、西班牙に於て旅館及び宿屋の給仕並に藥劑師の助手に關して免除の理由としてゐる。

恐らく、多數の立法の實施的措置及び裁判所の判例は巡廻注文取を以て實質的に商人であるといふ理由の下に法律の適用範圍より除外してゐるものゝ如くである。彼等の職務の特別の性質も亦彼等を勞働時間に關する規律に従はしむることを困難ならしむるであらう。兎も角も、彼等は、智利、伊太利、白耳義及び「ニュー、ジールランド」の法律に於て明白に除外されてゐる。

一定額を越ゆる給料の事實に付ては、獨逸及び「ウルグアイ」に於て免除の理由としてゐて、獨逸では一年に入千四百馬克以上を取得する給料被傭者を除外し又「ウルグアイ」では三千「ペソ」を越ゆる者を除外してゐる。「ウルグアイ」に於ては豫め設けた制度に従つて企業の利潤分配を受ける勞働者も亦免除される。智利に於ては所得が手数料より成る一切の被傭者は法律の適用範圍より除外されてゐる。一企業に使用せらるゝ勞働者の數に付ては、白耳義及び「ニュー、ジールランド」に於て免除の理由としてゐて、白耳義では五名以下を使用する料理店及び旅館を除外し、「ニュー、ジールランド」では事業主の家族の外三名以下を使用する私營旅館を除外してゐる。

第三章 正規労働時間

労働時間を規律する一切の法令の利益と社会的価値とは大部分はそれが規定する制限に依存してゐる。それ故に今左に各種の法律に於て規定せらるゝ労働時間制を調べて見ようと思ふ。

第一節 労働時間の決定要素

第一款 時の要素(時間)

目下絶えず使用されてゐる色々の用語例へば労働時間、正規労働時間、異なる期間に亘る配分、除外例、損失時間の補填、超過時間に對する補償及休憩時間等の如き用語に與へらるゝ精確な意味を簡單に示しておくことが有用であらう。

廣い意味の「労働時間」中には次の二種の異なる要素が含まれてゐる。

- (一) 正規労働時間即ち正常的且安定的の労働時間
- (二) 多少豫見し得べき要素について認めらるゝ除外例

現在給料被傭者について行はれてゐる労働時間の觀念はたゞ正規労働時間と除外例とを綜合することによりて得られる。そしてこれらの二種の要素が相互に依存關係を有することは常に記憶しておかね

ばならないことである。尤も今茲で現行法令の分析をするに際しては便宜上之を別々に取扱ふこととした。

本報告書の目的上茲では正規労働時間については使用されてゐる用語が何であらうとも一切の現行法令に對し同一の標準を適用し且つ現行法令の下に通常の、正規の、一般の制度たる作業時間や又同様の程度の安定性を有し然かも或る特殊の施設物又は給料被傭者にのみ適用する一切の特殊の作業時間の如きを取扱はうと思ふ。従つて一法律を以て一般に正規労働時間として一日八時間一週四十八時間と定め旅館及び料理店の正規の時間として一日十時間一週六十時間と定むるものは本報告に於いては二つの別個の正規労働時間を定むるものとして考へる。

従つて斯くの如く定められた正規労働時間を變更し得べき一切の規定は除外例として考へられる。一切の場合に於いて現行法令は特定期間について正規労働時間を定めてゐる。例へば正規の時間は一日八時間乃至一週四十八時間を超ゆることを得ずと規定するが如きである。併しながら或る種の作業はこれらの制限に従はしむること能はざるを以て法律は屢々平均時間が一定の最長限度を超えざる條件の下に労働時間を更に長き期間に亘り配分し得べきことを認めてゐる。是れ即ち異なる期間に亘る分配と稱する處のものである。

尙ほ若干の法律は或る條件に依り損失時間を全部又は一部補填することを得べきことを認めてゐるが

斯くして使用者は作業の中断が偶然の原因に基因する場合に當然權利を有する正規労働時間の獲得を爲すことを得る。此の損失時間の補填は一般に關係労働者の時間を當該施設物に於いて作業中止中に費されたる時間量だけ延長することを意味する。

超過時間に對する補償は、損失時間の補填が使用者の爲に認めらるゝに反し、労働者のみに認めらるものである。それは例外的の場合に於いて、労働時間の延長に因る休憩時間の損失に對し補填する爲に労働者に與へられる。

「休憩時間」とは色々の法律に従ひ色々に解釋することが出来る。それは理由の如何を問はず従業員が働かざる一切の時間を意味するものと解することが出来る。若しも規則が労働時間は「休憩時間を除いて」計算すべしと規定するならば此の解釋上實際の濫用を誘發する處がある。此の理由に依り「休憩時間」の原則を規定せる法令は屢々右の用語は「規定上の休憩時間」即ち豫め時間表中に定めたる時間を意味するものと解すべきであると説明してゐる。斯る場合に於いては使用者の自由に處分し得べき時間數に關する他の作業の中断は労働時間より控除することが出来ない。或る法令は又「break」なる語を使用してゐるがこれは就中労働者が彼れの作業場所を去ることを得ざる作業中の休憩時間を意味するものと解される。

第二款 労働の要素(労働の性質)

時間が制限さるべき労働はその種類に於て極めて區々であり色々の程度の努力を要求する。従つて最長労働時間を定むる爲には其の特徴を考慮する必要がある。恒久的の、烈しき且繼續的な労働に對しては長過ぎる時間も一層容易なる斷續的な労働又は一層有利なる條件に於て行はるゝ労働に對しては適當と證明することが出来る。それ故に「労働時間」の觀念は各種の事情を包含し従つて最長限度を定むべき労働の性質を一層精密に定義するように努力することが望ましく思はれる。此の見地より色々の法律を調べて見ると其の中の或るものは用語の意味を説明せずして單に「労働時間」に對する最長限度を定め他方他の若干のものは「實労働時間」——「労働」又は「實労働」(actual work)とは何を意味するやを説明してゐるもの殆どなきも——に對する最長限度を定めてゐることが分るであらう。

「ラトヴィア」、「リスマニア」及波蘭の法律は、商工業に於ける筋肉労働者及び給料被傭者の双方に適用してゐるが、「労働時間」の定義を掲げてゐる。「ラトヴィア」の法律は労働時間を定義して被傭者が協約又は企業若は施設物の作業規則に従つて管理者乃至職工長の命令を遂行する爲め作業場所に止まつてゐなければならない時間としてゐる。「リスマニア」の法律に依れば労働時間とは労働者が専ら使用者の意に従ひ且つ自己の目的の爲めに使用することを許されざる時間である。波蘭の法律では問題の用

語は労働者がその契約に依り施設物の内外を問はず管理者の意に従ふことを餘義なくさるゝ時間數を意味してゐる。これら三つの法律は労働者が使用者の意に従ふ時間を以て労働時間の定義の重要な一要素であると認むることに於て一つである。

此の點に關して一九二六年三月倫敦に開かれた各國労働大臣會議が工業的企業に於ける労働時間に關する華盛頓條約中に現はるゝ「労働時間」なる用語の問題に關し同様の結論に到達したることを喚起することは必ずしも無益ではない。右會議の結論は次ぎの一節を包含してゐる。即ち「労働時間とは使用せらるゝ者が使用者の意に従ふ時間であるといふことに意見一致せり」と。斯くの如くして労働日の時間中より控除される一切は労働者が使用者の意に従はざる時間表中に定められたる休憩時間である。之に反して大不列顛國の或る部分の法律は作業中に與へらるゝ休憩時間 (breaks) 及び時としては食事の爲めに許さるゝ時間すら労働時間の一部と看做してゐる。「實労働」なる語は伊太利の規定に於ては次ぎの如く定義されてゐる。「夫れは丹念な且不斷の注意を必要とする労働」(work requiring assiduous and continuous attention) を謂ふのである。これは職業の性質又は特殊の事情に依りたゞ斷續的な労働を必要とし又は單に現場に在り若は監視してゐることを必要とする職業も乃至は(一)休憩時間(企業内に於て費さるゝと企業外に於て費さるゝとを問はず)、(二)作業場所に赴くために使用さるゝ時間、(三)三十分以上に亘り且全體に於て二時間を超えざる休憩時間 (breaks) (右は労働日の各

時間の初め及び終りの間に來り且賃銀労働者又は給料被傭者が一切の労働を爲すことを要求せられざる時間なるが) 等も包含しない。但し極めて烈しき労働に従事する労働者に對し必要なる肉體的力を恢復する爲に許される休憩時間は十五分以上に亘る場合にも包含される。實労働時間を計算するに當り正規の休憩時間を控除し得るが爲めには斯る休憩時間が始まり且つ終る時を豫め定めそして時間表に明記しておかねばならない。

その他の若干の國に於ては法令又は之に關する公の註釋より判斷し得る限りに於ては「實労働時間」とは休憩時間を含まざる「労働時間」を意味するものと解すべきである。これは佛蘭西(註一)、「チェコスロヴァキア」(註二)、「亞爾然丁」(「コルドバ州及び「サルタ」州) 及び「グアテマラ」の場合である。「ウルグアイ」の法律は實労働時間を定義して「賃銀労働者又は給料被傭者がその自己の意志を以て自由に行動することを止め且つ當該組織に於ける使用者又は上司の意に従ふ時間」(The time during which a wageearning or salaried employee ceases to act freely at his own will, and is at the disposal of an employer or superior in the organisation) としつゝゐる。この定義は「ラトヴィア」、「リヌニア」及び波蘭の法律の「労働時間」の定義と一致してゐるといふことを認めることが出来る。「ウルグアイ」に於ては他人の労働を指揮し且つ請負人又は使用者の繼續的且直接的な監督を受けずして行動する給料被傭者及び賃銀労働者の實労働時間は彼等が指揮することに依つて同時に労働に参加するといふ條件の下に彼等の

命令の下に在る従業員の正規の活動が行はれる時間であると看做されてゐる。

(註一) 一九一九年四月二十三日の法律、佛蘭西の八時間労働に關する一九一九年四月二十三日の法律は「實労働」なる語を使用せるとき別に説明を加へざりしが、それは以前の労働時間に關する法律に於て既に使用されてゐるからである。この用語は法文には定義されてゐないが屢々裁判所は以前の法律の下に「實労働」及び「休憩時間」とは何を意味するやを一層精密に説明することが必要であると認めた。次ぎの二判決は此の點に關するものである。

(一) 一九〇三年十月二十八日の「リーユ」輕罪裁判所の判決

「實労働」なる語は「休憩時間」なる語に對して法律に依り使用さるゝが故に且つ不變的な裁判上の慣行に依れば労働の偶然的中斷——その間は労働者が常に右の労働を再び始めんと豫期し且つ事實上使用者が自由に處分し得るが——を以て休憩時間と計算せざるが故に……」。

(二) 一九〇六年三月十六日の「ヴァランシエンヌ」輕罪裁判所の判決

「實労働」なる語は産業的労働に於ける労働者の有用なる協力——斯る協力が純然たる消極的のものにして單に信號の役を勤めるに過ぎざる場合でも——を指示するものと解すべきが故に、然らざれば或る種の労働者——例へば運送監督人——は單に馬鹿馬鹿しき少量の労働を行ふものと考へ得るが故に、この用語は單に労働者が一定時間一切の義務及び責任より明白に自由なる時のみを實労働時間中より除外し併かも一時的に労働せざる場合にもその使用者が自由に處分し得る時間を除外せざるが故に、……それ故に實労働は機械の運轉に於ける労働者の積極的参加及び彼等の活動時間を分離する多少正規の中斷時間——其の中斷時間の間は積極的労働に従事することを決して妨げられずして併かも何時でも之を遂行することを要求されるが——の双方を包含するが故に……」。

一九一九年四月二十三日の八時間制に關する法律が通過して以來一九二五年十一月三日の判決は法律の實施の爲に發せられた命令に對する違反の判決を支持して「ヴァランシエンヌ」輕罪裁判所の判決文を引用して次ぎの如く述べてゐる。

「實労働時間は明かに各工場又は作業場に於ける作業開始の合圖の時より作業停止の合圖の時迄に亘るが故に、

此の觀念は一九〇六年三月十六日附の「ヴァランシエンヌ」輕罪裁判所の判決——それは一九〇〇年三月三十日の或る種の工業的企業に於ける労働者の一日の實労働時間を制限する法律の第十二條に使用せられてゐる「實労働」なる語は労働者に對してその労働（何であらうとも）に依り課せられたる一切の義務を意味するものと看做すべきであると記載してゐる——に依つて支持されてゐるが故に、從つて是等の言葉は労働者が明示的に一切の労働及び責任より自由なる時間を實労働時間より除外するが故に……」。

一九一九年四月二十三日の八時間制に關する法律の施行の爲めに發せられた命令は労働者及び給料被傭者は各労働時間が始まり及び終る時並に一切の労働者又は給料被傭者を使用し得べき前後の時間を定むる時間表に從つてのみ使用し得ることを規定してゐる。從つて労働時間及び「休憩時間」は明瞭に定められてゐる。その他の一切の「休憩時間」又は「中斷時間」は實労働時間中に計算される。

各國の法令は大不列顛の各部を除いては雇傭が繼續的に非ざる或る種の労働者の労働を示すに「間歇的労働」(intermittent work)なる語を使用してゐる。工業に於ては大多數の法令に依り此の範疇には平面的踏切番人の労働(彼等は常に其の位置に止まつて居らねばならぬが長い間の中斷を受ける)を含むものと看做されてゐる。蓋しそれは労働に於て費さるゝ時間と休憩時間に依つて費さるゝ時間とを精確に定むること不可能であるからである。交通の少ない鐵道線路の停車場に於ける被傭者に付ても事情は同一である。商業に付ては佛蘭西に於ては例へば小さい地方の小店舗に於ける被傭者の労働はお客が見える一日中の或る時のみ仕事をするが故に間歇的のものと看做されてゐる。

佛蘭西に於ては或る種の職業——それは大部分の時間單に現場に居ればよいのであるが——に付て行

第十表は労働時間として使用さるゝ用語に依り又斯る時間中に休憩時間を含むものと含まざるものと及び此の點に關し何等の記載をも爲さざるものとに依り各種の法律を分類したものである。従つて單に一日中に於ける労働時間の配分に關係あるに過ぎざる休憩時間に關する法令は本表に入れなかつた。労働時間に付て使用される言葉は、既に明かなるが如く、或る重要性を有し、且つ用語の色々の解釋を避くる爲には各個の場合に於て其の意味を明定し且つ正規の休憩時間を除き被傭者が使用者の自由となる勤務時間を意味するや否や又は遂行さるゝ労働と或る法律に定められるが如き労働時間との間に一定の關係が存するや否やを確むることが緊要である。

「ソヴィエット」の法律は次ぎの如く定むることに依つて困難を避けてゐる。

(イ) 無制限なる労働時間——(一)責任の地位に在る給料被傭者及び職員、(二)労働者にしてその労働時間中継続的に専注する要なき者(従つて是等の種類の労働者は一般法制に従はない——斯る労働者の「リスト」は一切の團體協約に於て且つ一切の施設物に付て定むることを要する)。

[illegible]

給料被傭者ニ關スル一般及特別法中ニ
含マルル休憩ニ關スル規定

國名		勞働時間又ハ正規勞働時間		實勞働時間
休息ニ關スル規定ナキモノ	休息ニ關スル規定ナキモノ	休息ニ關スル規定ナキモノ	休息ニ關スル規定ナキモノ	休息ニ關スル規定ナキモノ
勃牙利 丁抹(兒童及年少者) 希臘 「ルクセンブルグ」 葡萄牙 瑞西 「バーサル」 「グラールス」 ソヴィエツト社會主義聯邦共和國(註)	獨逸 「リスアニア」 波蘭 「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」	芬蘭 「ラトヴィア」	和蘭 英吉利 愛蘭	白耳義 「チエッコスロヴァキア」 佛蘭西 伊太利 西班牙
亞爾然丁 聯邦法(婦人及兒童) 「メンドサ」 「サン、フアン」 「サン、ルイス」 「サンタ、フェ」 「ツークーマン」 「コスタ、リカ」 智利 「パナマ」 「ペルー」 「サルヴァドル」 「ヴェネズエラ」	「ボリヴィア」			亞爾然丁 「コルドバ」 「サルタ」 「グアテマラ」 「ウルグアイ」
北亞米利加 加奈陀 「アルバータ」			加奈陀 英領「コロム比亞」(年少者)	
「オセアニア」 南濠洲(年少者) 「ニュー・ジーンランド」 西濠洲 「ニュー・サウス・ウェールズ」(年少者) 「クエーンズランド」 「タスマニア」 「婦人及兒童」 「ヴィクトリア」				
阿弗利加	「ナタール」		「ケニア」	
歐羅巴				

〔註〕「ソヴィエツ」社會主義聯邦共和國ニ於テハ被傭者ニ對スル義務時間ハ食事ノ爲ノ三十分ノ休憩ヲ含ミ其ノ時間中ハ被傭者ハ施設物ヲ離ルルコトヲ許サレヌ

1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066	2067	2068	2069	2070	2071	2072	2073	2074	2075	2076	2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2085	2086	2087	2088	2089	2090	2091	2092	2093	2094	2095	2096	2097	2098	2099	2100	2101	2102	2103	2104	2105	2106	2107	2108	2109	2110	2111	2112	2113	2114	2115	2116	2117	2118	2119	2120	2121	2122	2123	2124	2125	2126	2127	2128	2129	2130	2131	2132	2133	2134	2135	2136	2137	2138	2139	2140	2141	2142	2143	2144	2145	2146	2147	2148	2149	2150	2151	2152	2153	2154	2155	2156	2157	2158	2159	2160	2161	2162	2163	2164	2165	2166	2167	2168	2169	2170	2171	2172	2173	2174	2175	2176	2177	2178	2179	2180	2181	2182	2183	2184	2185	2186	2187	2188	2189	2190	2191	2192	2193	2194	2195	2196	2197	2198	2199	2200	2201	2202	2203	2204	2205	2206	2207	2208	2209	2210	2211	2212	2213	2214	2215	2216	2217	2218	2219	2220	2221	2222	2223	2224	2225	2226	2227	2228	2229	2230	2231	2232	2233	2234	2235	2236	2237	2238	2239	2240	2241	2242	2243	2244	2245	2246	2247	2248	2249	2250	2251	2252	2253	2254	2255	2256	2257	2258	2259	2260	2261	2262	2263	2264	2265	2266	2267	2268	2269	2270	2271	2272	2273	2274	2275	2276	2277	2278	2279	2280	2281	2282	2283	2284	2285	2286	2287	2288	2289	2290	2291	2292	2293	2294	2295	2296	2297	2298	2299	2300	2301	2302	2303	2304	2305	2306	2307	2308	2309	2310	2311	2312	2313	2314	2315	2316	2317	2318	2319	2320	2321	2322	2323	2324	2325	2326	2327	2328	2329	2330	2331	2332	2333	2334	2335	2336	2337	2338	2339	2340	2341	2342	2343	2344	2345	2346	2347	2348	2349	2350	2351	2352	2353	2354	2355	2356	2357	2358	2359	2360	2361	2362	2363	2364	2365	2366	2367	2368	2369	2370	2371	2372	2373	2374	2375	2376	2377	2378	2379	2380	2381	2382	2383	2384	2385	2386	2387	2388	2389	2390	2391	2392	2393	2394	2395	2396	2397	2398</
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

次に先づ商業的施設物に於て使用さるゝ者に適用する法律に依つて規定さるゝ労働時間の最長限度に付て考察し次で給料被傭者に適用する法律に依つて定めらるゝ労働時間の最長限度に付て考察して見よう。右二個の場合に於て一切の労働者の正規労働時間に付て屢々同一の最長限度が定めらるゝも時としては労働者の種類に依り又は或る事情の下に別々の最長限度が規定される。或る種の施設物に對し特別の最長限度が定めらるゝ場合には是等の最長限度は是等の種類に關する表に載せてあるが一般に云へば表は一般正規の時間及び之を適用すべきことを記載し居れる施設物の種類を示すものである。表中に含まれてゐない各國の法律に依つて定められた制限を確むる爲には「商業的施設物」、「店舗」及び給料被傭者その者に適用する法律に關する表を参照すべきである。

第一目、一般商業的施設物

疑に述べた解釋の困難にも拘らず若干の國は單に一日の勞働時間の最長限度を定めてゐる。併し乍ら
塊地利に於ては此の一日の制限の嚴格さは、團體協約が兩當事者間に締結せられてゐない場合には週
に亘り勞働時間を配分するの可能性に依つて緩和されてゐる。一日の最長限度を採用してゐる多くの
國例へば「ラテン、アメリカ」の若干の國に於ては、最長限度は法律の適用を受ける一切の勞働者に適用
し、他の國に於ては、單に法律の適用を受くる或る種の給料被傭者(勃牙利に於ては年少者)にのみ適用
してゐる。併し一日及び一週の最長限度を定むる法令は特に歐羅巴に於て一層多數である。一日の最
長限度と同時に一週の最長限度を定めてゐる法令の數は一日の最長限度又は一週の最長限度を定めて
ゐるもの、數よりも稍々多い。

第十一表に掲ぐる正規勞働時間に關する數字より重要な結論を引き出すことを得る。即ち一日の最
長限度を定むる諸國中「リニアニア」、「サルタ(亞爾然丁)」、「コスタ、リカ」、「ユーゴ、スラヴィ
ア」及び「ヴェネズエラ」のみは八時間を超ゆる正規勞働時間を定めて居り又爾餘の諸國中「グラールス
(瑞西) 及び和蘭は四十八時間を超ゆることを得る正規勞働時間を定めてゐることといふことが分る。
「グラールス」に於ては一般的に且つ和蘭に於ては、工場及び作業場以外の勞働、店舗、事務所、藥種
屋、「カフェー」、旅館及び料理店に付て、勞働時間は一日十時間且つ一週五十五時間とすることを得る。
併し、上にも述べた如く、若干の國の法律は一日八時間又は一週四十八時間以上を許してゐるとは云

働時間ニ關スル立法的措置

日 及 週		依	ル	配	分
八	「サンタ、フェ」	商業的施設物一般ニ使用セラルル者		八及四八	
八	「サン、ファン」	商業的施設物ニ使用セラルル者		八及四八	
一〇	「サン、ルイス」 「ツークーマン」	商家及其ノ他一切ノ種類ノ私的企業ニ使用セラルル 十八歳未満ノ婦人 施設物一般特ニ商業的施設物ニ使用セラルル者		八及四四 八一〇及四八	
八	「エクラドル」	商業的施設物及一般ニ一切ノ種類ノ雇傭ニ於ケル一 切ノ勞働者		八及四八	
九	「ガアテマラ」	商業的施設物ニ使用セラルル者		八又ハ四八	
六	「ウルグアイ」	商業的施設物ニ使用セラルル者		八又ハ四八	

一個ノ命令ヲ發布セラレタルカ、一ハ一切ノ種類ノ商品ノ卸賣又ハ大量販賣ヲ爲ス商業ニ關スルモノ
ニ於テ食料品以外ノ品物ノ小賣商業ニ關スルモノナリ、右二個ノ命令ハ勞働時間ヲ一日八時間若ハ
四日間ニ不平等ニ一週ノ賃勞働時間四十八時間ヲ配分スルコト(但シ一日ノ最長限度九時間トス)
前者ノ勞働カ必然的ニ後者ノ勞働時間ニ關係アル場合ニ限ル

(一) 商業的施設物ニ使用セラルル者
(二) 商家及其ノ他一切ノ種類ノ私的企業ニ使用セラルル
十八歳未満ノ婦人
(三) 商業的施設物及一般ニ一切ノ種類ノ雇傭ニ於ケル一
切ノ勞働者
(四) 商業的施設物ニ使用セラルル者
(五) 商業的施設物ニ使用セラルル者

第十一表 商業的施設物ニ使用セラルル者ノ労働時間ニ關スル立法的措置

國名	日ニ依ル配分		國名	日及週ニ依ル配分	
	法令ノ適用範圍	時間		法令ノ適用範圍	時間
歐羅巴	商業條例ノ適用ヲ受クル施設物ニ使用セラルル者、商店員法ノ適用ヲ受クル非工業的企業及施設特ニ商業的施設物ニ使用セラルル者	八	歐羅巴	婦人及年少者、卸賣商業、配給業及問屋業	八及四四 八及四六
地			白耳義	商業的施設物ニ使用セラルル者	八及四八
利	企業及施設物一般ニ使用セラルル者、十六歳未満ノ男女年少者	六	勃利	企業及施設物一般ニ使用セラルル者	八及四八
物			「チエッコスロヴァキア」	産業條例ノ適用ヲ受クル一切ノ企業ニ使用セラルル者、一切ノ種類ノ有給労働	八又ハ四八
丁	商業的施設物ニ使用セラルル年少者(註一)	一〇	佛蘭西	商業的施設物又ハ之ニ關聯セル一切ノ種類ノ營業場所ニ使用セラルル者(註二)	八又ハ四八
抹			伊太利	一切ノ種類ノ商業的施設物ニ使用セラルル者	八又ハ四八
「ラトヴィア」	企業及施設物一般ニ使用セラルル年少者(註三)	六	「ラトヴィア」	企業及施設物一般ニ使用セラルル筋肉労働者	八又ハ四六
「リスニア」	商業的施設物ニ使用セラルル者	一〇	和蘭	工場、作業場、店舗、事務所、藥種店、「カフェー」、旅館及療養施設以外ニ於テ行ハルル労働	一〇及五五
「ユーゴ、スラヴィア」	商業的施設物ニ使用セラルル者	八乃至一〇	波蘭	商業的施設物ニ使用セラルル者	八及四六
「ソヴィエツト、ロシヤ」	報酬ノ爲ニ労働スル一切ノ者 土曜日及公ノ休日ノ前後ノ日 生産ニ直接關係シテ労働スル者以外ノ智的又ハ事務所ノ労働ニ使用セラルル者 十六歳以上十八歳未満ノ年少者	六 六 六 八	葡牙	商業的施設物一般ニ使用セラルル者	八及四八
亞米利加			瑞西	商業的施設物ニ使用セラルル年少者(註四)	八及四八
「アルゼンチン」	商業的施設物ニ於テ又ハ之ニ關聯シテ使用セラルル者	八	「バーゼル」市	一切ノ種類ノ企業及施設ニ使用セラルル者	八及四八
「メンドサ」	商家及其ノ他ノ一切ノ種類ノ私的企業ニ使用セラルル者	八	「ガラルス」	企業及施設物一般ニ使用セラルル者	一〇及五五
「サルタ」	商業的施設物ニ使用セラルル者	九	亞米利加	商業的施設物ニ使用セラルル婦人及年少者(註五)	八又ハ四八及六又ハ三六
「サン、ルイス」	十二歳以上十六歳未満ノ兒童	八	「メンドサ」	婦人及十八歳未満ノ年少者	八及四四
「コスタ、リカ」	商業的施設物ニ使用セラルル者	一〇	「サンタ、フェ」	商業的施設物一般ニ使用セラルル者	八及四八
「パナマ」	商業的施設物ニ使用セラルル者	八	「サン、フアン」	商業的施設物ニ使用セラルル者	八及四八
「ヴェネズエラ」	一切ノ種類ノ企業及施設物ニ使用セラルル者 十四歳以上十八歳未満ノ年少者	六 九	「サン、ルイス」	商家及其ノ他ノ一切ノ種類ノ私的企業ニ使用セラルル十八歳未満ノ婦人	八及四四

(註一) 丁種ノ法律ハ各種ノ施設物ヲ掲ク是等ノ施設物ハ之ニ相當スル表中ニ掲ケタリ

(註二) 時間ノ配分ハ當該週以外ノ期間ニ亘リ爲スコトヲ得、今迄ニ行政規則ニ關スル二個ノ命令カ發布セラレタルカ、一ハ一切ノ種類ノ商品ノ卸賣又ハ大量販賣ヲ爲ス商業ニ關スルモノニシテ他ハ十歳以上ノ人口ヲ有スル都市及同一ノ地位ニ在ル若干ノ其ノ他ノ都市ニ於テ食料品以外ノ品物ノ小賣商業ニ關スルモノナリ、右二個ノ命令ハ労働時間チ一日八時間若ハ一週四十八時間ニ制限スルコト又ハ一週ノ労働日ニ半日ノ休息ヲ與フ様ニ労働日ノ間ニ不平等ニ一週ノ實労働時間四十八時間ヲ配分スルコト(但シ一日ノ最長限度九時間トス)ヲ規定ス

(註三) 非筋肉労働者ノ労働時間ハ筋肉労働ニ從事スル者ノ労働時間ト同等ニスヘシ但シ前者ノ労働力必然的ニ後者ノ労働時間ニ關係アル場合ニ限ル

(註四) 十六歳未満ノ年少者

(註五) 十八歳以上ノ婦人、十八歳未満ノ年少者

國體隆ニ發露スル者ニ提勸顧問ヲ聘シテ之ヲ用ニ使テ之ヲ導クニ當リテ是固顧問ニ因テ之ヲ導クニ因テ

2011

Figure 1

● 2007 年 12 月 1 日

六六六

武松打虎

1

100

10
11
12
13
14

30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

1. 凡在本行开立存款账户的存款人，均可向本行申请开立支票。

六五

蘇聯政府

2

[illegible]

六八

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

1000

2000

八
世
祖

[illegible]

人
人
人
人

100

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

1

100

11

Figure 1

100

12

南 華 經 卷 之 十 一 上 經 齊 俗 論 一 百 一 十 一 節

へ、他の國に於ては一層短き時間が原則である。「ソヴィエツト、ロシア」に於ては成年に對する一日の労働時間が八時間である場合には十六歳以上十八歳未満の年少者に對する最長時間は六時間であり、十四歳以上十六歳未満の兒童に對しては四時間である。尙ほ議事録速記者の如き或る種の被傭者に付ては一週の正規労働時間は三十六時間を超ゆることを得ない。

勃牙利及び「ヴェネズエラ」に於ては年少者は一日六時間以上労働することを得ない。これは又「ラトヴィア」に於ける智的労働者に對しても同様である。婦人の労働時間は、塙地利に於ては一週四十四時間を越ゆることを得ず又「メンドザ」に於ては婦人及び十八歳未満の年少者に付て「サン、ルイス」(亞爾然丁)に於ては十八歳未満の婦人労働者に付て、夫れ々々同一の時間を規定してゐる。「ラトヴィア」及び波蘭に於ては労働時間は四十六時間である。是等の數字は、二十三ヶ國に於て商業的施設物に對し規定されてゐる正規労働時間の最長限度に關するものなることを想起するときは特に重要である。

第二目、店舖

店舗に於ける労働時間の制限は特別の性質を有する。「店舗」なる單なる用語は色々の性質及び重要さを有する施設物を包含してゐる。或る種の店舗は數百又はそれ以上にも達する多數の労働者を使用し、他のものは使用者及び一二の店員に依つて營まれる。店舗に特別の規則を適用する法律は此の最後の集團の特別の要求を考慮しなければならなかつた。併し、普通の大きさの施設物及び大なる施設

物に對する法律上の最長限度は實際の慣行よりも著しく長くあるといつても過言ではない。充分知れ亘つてゐる如く、例へば英吉利に於ては——法律は店舗に使用せらるゝ年少者に對し尙ほ食事時間を含み一週七十八時間の最長限度を維持してゐるが——年少者のみならず一切の店員は久しき以前より、遙かに短き時間を享受してゐて、即ち一般に一週四十八時間労働である。

店舗に對する殆ど一切の特別なる規律制度は實際上是等の施設物に特別なる法律中に含まれてゐる。併し墺地利、「バーゼル」市(瑞西)、「白耳義、佛蘭西」、「ラトヴィア」、和蘭及び英吉利の或る部分に於ける現行の規則は、たとひ一層廣き範圍を有してゐるとも、店舗に對する特別の規定を包含してゐる。

是等の法令中一日の労働時間の最長限度のみを規定してゐるものは例外的である。一般には一日及び一週の最長限度を定め又一二の立法は一週の最長労働時間のみを定めてゐる。一般商業的施設物に對する場合に反して、店舗に對する正規労働時間は屢々一日八時間又は一週四十八時間を超えてゐる。

併し「ノヴァ、スコチア」に於ては、労働時間は年少者に付て八時間であり、西濠洲に於ては、婦人及び年少者に付て四十四時間であり、瑞西の「バーゼル」市及び墺地利の或る種の店舗に於ては、年少者に付て又「トランスヴァール」、「ナタル」(南阿)、「新西蘭」、「ジャマイカ」及び西濠洲に於ては一切の店舗に付て四十八時間である。其の他の處では労働時間は五十時間より五十四時間に及んでゐるが、然し加奈陀の「マニトバ」州及び「オンタリオ」州に於ては六十時間、「ジブラルター」に於ては六十六時間、加奈

日 及 週 に 依 る 配 分	
店舗ニ使用セラルル者	九及五三、一週ニ一日一一
店舗ニ使用セラルル者(註一一)	九及五二、一週ニ一日一一
店舗ニ使用セラルル婦人及年少者(註一三)	九及五二、一週ニ一日一一
店舗ニ使用セラルル者	九及五二、一週ニ一日一一
店舗ニ使用セラルル婦人及年少者(註一〇)	八及四四、一週ニ一日九
店舗ニ使用セラルル者	九及四八、一週ニ一日一一

休日ノ前日ニハ午後八時ト定ム